

福島原発被害弁護団・福島県川俣町小綱木地区住民集団 ADR 申立て！！

2014年10月13日

福島原発被害弁護団 弁護士 柿沼真利

当職が、参加している、福島原発被害弁護団（通称「浜通り弁護団」<http://www.kanzen-baisho.com/>）で、福島県川俣町の小綱木地区の住民の方々が、集団で、東京電力を相手方として、原発事故以降の精神的苦痛に対する慰謝料を請求するADRを申し立てましたので、その紹介をします。

小綱木地区は、**2011年3月11日**に事故が発生した、**東京電力福島第一原発**からは、北西方向に、直線で約40kmから45kmほどの位置に存在し、特に、同じ川俣町の「山木屋地区」（原発事故後、**2011年4月22日**から**2013年8月8日**まで「計画的避難区域」指定され、その後は、「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」に再編。本年8月**26日**に福島地裁で原告勝訴判決があった、避難者の方の自死事件が発生した地区。<http://genpatsu-jinken.net/06column/backnumber/141008.pdf>）に隣接しています。また、同地区は、福島県相馬郡飯舘村（原発事故後、**2011年4月22日**から**2012年7月16日**まで「計画的避難区域」指定され、その後は、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、及び「帰還困難区域」に再編された。）にも隣接しています。

小綱木地区は、国道114号線に沿うようにして存在する、山間の地区であり、豊かな自然に囲まれた地域です。住民の方々の多くは兼業農家で、また、住民の方々は、従前、日々の生活の中で、周囲の山々にある山菜などを食用として採取していました。さらに、同地区では、地元の特産品として、食用地鶏の「川俣シャモ」の生産が行われています。

しかしながら、小綱木地区は、本件事故により放出された放射性物質によって、高放射線量が測定されている状況にあります。特に、同地区では、**2012年8月から翌年7月**にかけて、「除染作業」が行われましたが、その作業後も、「平均」値で、放射線の被曝限度量に関する基準値とされている、毎時0.23μSvを超えている状況でした。

にもかかわらず、小綱木地区は、避難区域とされた山木屋地区などと隣接し、かつ、高い放射線量を記録しているにもかかわらず、これらの地区とは異なり、「避難区域」などに指定されず、住民が避難するにしても、基本的に「自己負担」とされてしまいました。行政により不合理な「線引き」をされてしまい、適切な救済・被害回復などがなされていないのです。

小綱木地区の方々は、このような状況に置かれたことによる精神的苦痛について、

東京電力に対し、慰謝料請求を行ったのです。

詳細は、こちらをご覧ください。

http://media.wix.com/ugd/8b6c85_d0bf0637200046149c835630f0f86aec.pdf

